

南砺市農業委員会第1回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 7月 21 日
- 2.開会時刻 令和 2年 8月 5 日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 8月 5 日 午後3時20分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第3 報告事項

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による
通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。先日7月20日の任命交付式にご出席賜りまして誠にありがとうございました。定刻となりましたので、只今から、第1回南砺市農業委員会 令和2年8月の総会を開催いたします。現在、コロナ禍の影響から誠に申し訳ありませんが、配席につきましては、学校形式とさせていただいております。本日の出席人数は、委員総数20名全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 | 本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの影響が富山県にもできてきているところですが、なるべく影響がないように早期の終息を願っているところです。また、7月の台風発生がゼロだったと報告を受けております。過去にもそのような月があったかと思いますが、その時は秋頃に台風が連続して発生し被害が多かったような記憶がございます。今年はそのような状況にならないように思っております。本日より、第1回委員会総会であります。今回は組織委員会ということで、今日からスタートすることになります。何卒よろしく願い申し上げます。

議長 | 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は1番の委員、2番の委員の2名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第2号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は3件の申請がありました。面積は田14,026㎡です。受付番号1番です。

譲渡人は、自身が高齢となり農地の維持や管理面が困難な為、申請地 田3筆6,858㎡を同地区内の専業農家であり農業経営拡大の意欲がある譲受人に譲り渡すものです。

申請地の耕作者は、農事組合法人〇〇〇〇で、利用権設定をしております。今回、譲受人に所有権が移転されても、構成員として加入する旨もお聞きしたところでもあります。今後、地域との調整を図り、耕作していく譲受人に譲り渡すことになっても、支障を来たすことはございません。

受付番号2番です。

譲渡人は、現在、会社員として勤務し、近年、農地の維持や管理面が困難で労力不足となってきたため、申請地 田3筆4,946㎡を農業経営拡大の意欲がある譲受人 農事組合法人〇〇〇に譲り渡すものです。

受付番号3番です。

この案件は、前回、令和2年7月3日開催の総会時に買受適格証明の願いが届出された案件です。

今回、申請地 田2,222㎡をその後の競売により落札し、農地法3条の許可申請があったため、附帯事項に基づき諮問することにいたしましたのでよろしくお願いたします。

これら案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 3 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は、3 件の申請がありました。面積は 田 3 筆 131 m²、
畑 1 筆 230 m²です。

車庫敷地	2 件	田 2 筆 畑 1 筆	315 m ²
格納庫	1 件	田 1 筆	46 m ²
計	3 件	4 筆	361 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地 畑 1 筆、230 m²を車庫敷地に転用する
ものです。

申請者は現在、県外に居住し時折、空き家になっている住
宅の管理を行っていますが、近年は帰省する機会が少なくな
ってきたため、一度、専門家に依頼して農地の調査を依頼し
ました。その際、申請地は先代において時期は不明ですが、
必要により勝手に建築していたことが判明しました。農地法
の許可も得ず建築してしまったことをお詫びし、是正するこ
とにいたします。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は既存地拡
張に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

申請人は、申請地 田 2 筆、85 m²を車庫敷地に転用するも
のです。

申請人は、7 人家族でこの春から社会人となる子どもが車を
所有することになり、家族の所有車は 6 台になります。現在、
5 台を車庫や農機具格納庫等に分散駐車しておりますが、その
車庫は、老朽化かつ手狭状態で子供が所有する車には残念な
がら対応しておらず、支障をきたしている状況です。また、
敷地内には新規に建設する場所もなく、既存の車庫を立て替

事務局 える予定ですが、申請地をまたぐ格好となり、解体して申請地を含めた建て替えを考えております。
農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は隣接する土地との一体利用に該当するものと考えられます。
受付番号 3 番です。
申請人は、申請地 田 46 m²を農機具格納庫敷地に転用するものです。
申請人は以前より、農機具格納庫がなく、ある時どうしても必要になったことから自宅敷地付近に農機具格納庫を新築してしまい現在まで使用しているものです。今般、農地法の許可も得ず建築してしまい是正するものです。
農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は農業用施設に該当するものと考えられます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 4 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は、5 件の申請がありました。面積は 田のみ 4,181 m²です。

農機具格納庫への進入路	1 件	田	1 筆	26 m ²
道路敷地	1 件	田	1 筆	15 m ²

事務局

干し柿加工場	1 件	田	2 筆	3,200 m ²
住宅敷地	2 件	田	2 筆	940 m ²
計	5 件		6 筆	4,181 m ²

受付番号 1 番です。

譲渡人は、申請地 田 381 m²を譲受人の住宅敷地として転用するものです。

譲受人の両名は夫婦で市外のアパートに住んでいます。

将来、子供ができた時にこのアパートでは手狭と感じてしまうようになり、新居の建築に適地となる場所を探しておりました。そこで、妻の実家の近くなれば、実家の両親の老後の世話をしながら、子どもの成長に合わせ学校等の通学の便利な場所で検討したところ、妻の実家の父の所有地が適地となり承諾を得たことで今回の申請に至ったものです。

農地区分は 2 施設以上の教育施設が存在することで 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、申請地 田 26 m²を譲受人に農機具格納庫への進入路として転用するものです。

以前より農機具格納庫がなかったことから、昭和 50 年半ば頃に自己所有の土地に農機具格納庫を建築しましたが、その進入路として所有の申請地を、現在まで無断で使用していることが判明しましたので、分筆したうえで是正するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は隣接する土地との一体利用に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は、申請地 田 559 m²を譲受人の住宅敷地に転用するものです。

このたび、南砺市の道路改良事業により、現在の住居は道路となってしまったため、住居を移転しなければならないところ、現在地に近い申請地を代替地として新築住居を建築するものです。自宅敷地から車で出かける際は、東西方向に延びる市道を通る必要がありますが、狭くて危険な場所であり、また、農業機械の大型化により、耕作するには困難な場所でもあります。屋根雪の処理については、用水もしくは農道に落下させざるを得ないこともあり、そのスペースの確保や車の使用においては、現在、青空駐車や賃貸により、車庫

事務局

の借用をしている現状を回避できることから、今回の申請地を理解したうえで承諾いたしました。

農地区分は、用途地域内（一種中高層住居専用地域）で3種農地と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号4番です。

譲渡人は申請地 田 15 m²を譲受人に道路敷地として転用するものです。

自宅敷地から車で外出する際は、東西方向に延びる市道を通る必要がありますが、狭くて危険な場所で、農業をするにも耕作が困難な状況です。今般、南砺市の事業で受付番号3番の案件にありましたように、申請者の方が住居を移転するタイミングで、この道路を70センチほど拡張するため、隣接する申請地を購入することにし、申請に至ったものです。

農地区分は用途地域内（一種中高層住居専用地域）で3種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

受付番号5番です。

譲渡人は申請地 田 3,200 m²を譲受人に干し柿加工場として転用するものです。「富山干柿」は、富山の農業加工品として観光名産や贈答品として人気が高く、市が主力品目の一つとしているところです。その一方で、生産者の高齢化による耕作放棄の樹園地が増加する恐れがあります。今回の計画は、担い手の育成（現在、研修中の新規就農者が数名あり）や機械化による生産力を向上させるため、新たな農事組合法人を設立し、加工場の設置を行うものです。また、県の砺波農林振興センターと連携し、国の補助事業も活用して建設予定であります。

農地区分は、農用地と判断され、転用許可基準は農用地利用計画において指定された用途に該当するものと考えられます。

議長

この案件につきましては、3,000 m²以上の案件ということで、担当地区の〇〇委員から意見等お願いいたします。

〇〇委員

担当地区の〇〇です。

皇室にも献上する品目の干柿で、私も生産者の一人としてこの事業につきましては、担い手及び高齢化などの問題を抱えているところですが、生産性を高めるためにも必要な事業と思って期待しているところであります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第5号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権の設定に関する案件で7月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、22件 32筆の申請がありました。面積は、田4,127㎡ 畑7,526㎡ 計11,653㎡です。

内訳ですが、令和2年産の農作物は現在進行形でありますので、新規設定はあまりございません。

1番は、ほ場が2筆で1枚の仲間田による新たな設定です。

2番3番につきましては、富山の方に新規設定とするもので、設定する農地は山手で耕作中断されていますが、景観作物を来年度から1年間耕作する申請です。現在、雑木などありますが、整備を行った後、作付け予定であります。4番以降につきましては、〇〇地域に関する案件です。受け手は農事組合法人〇〇〇であり、つい先日設立したところです。概要としまして、集落ベースで山ぶどうを栽培し、ワイン委託販売まで行う計画です。代表者も地元の方で、ワイン造りのために耕作放棄地をぶどう園という形で法人が引き受けていくものです。

- 事務局 22番は、耕作者が以前、南砺市に在住しており、現在もその土地周辺に所有地があり管理等されていますので、土地勘があります。不作付地でありますので、整備し作付けしていきたいとのことです。
流動化につきましては、先月より変わりございません。
- 議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 〇〇委員 賃借料0円がありますが、貸出する方が納得されてこのようにされているのか、あるいはこの議案に掲載しないほうが事務処理がスムーズに行くからとしているのか。
- 事務局 賃料や小作料は不要でも構わないから耕作してほしい、荒地とならぬようにとお聞きしております。
- 〇〇委員 2番以降、全部0円となっています。今回のように全て0円というケースはなかったことだけに疑問を持ちます。
距離的なもの、例えば水田などは通作距離が大いに関係し問題になると思いますが、どのようなことですか。
- 事務局長 この受け手ですが、出身が〇〇地域の方であり、全農のお仕事をされていたようですが、今は専業農家であると聞いており、農作業の拠点となりますと〇〇、〇〇地域のほうで農業をされておられます。実際に農機具などは、〇〇に所有していると思われます。距離的には問題はないと思われます。
- 議長 他に何かございませんか。
- 〇〇委員 4番から22番にかけて農業を営むには大変厳しい環境であるとのことで、山ぶどうを栽培しワイン造りをされるようですが、設定する利用権が30年と記載されております。この30年という期間は、貸借権がほとんどで所有権移転をされる場合は、影響を与えることはないのでしょうか。50年を超過するとか何年以上を耕作するとか、自身が利用するなどは明確に掲載されていなくわからないところです。無料で使用させてもらっていたことで、何も問題はなかろうかと思いついでしまうのではないのでしょうか。

事務局

法人の今後の考え方として、30年の根拠を改めて確認いたします。山ぶどうということで定植に時間を要するというところで、耕作放棄の土地を集めたものが今回の筆であります。懸念されていますように、将来的に所有者がお亡くなりになった場合は、相続されるか否かについてはわかりません。放棄される農地は増加していきたくらうと心配されますが、耕作されている方の権利も守っていかなければならないので、所有者が存在しなくても耕作は引き続きできますので、確認したうえでご報告いたします。

事務局長

この〇〇〇地区では、長年、山ぶどうの産地研鑽に努めていらっしゃると思います。永年性の作物を育てられることとなりますので、利用権を5年、10年の入れ替り立ち替りの方が問題であると思われまますので、成熟期間というものを考えると、30年というのは妥当ではないかと考えております。

また、利用権設定の期間につきましては、最長50年ということの確認できておりますので報告させていただきます。

議長

その他にご意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして次の議題へ進みます。

議長

議案第6号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて事務局に説明を求めます。

＝議案第6号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

事務局

これは耕作放棄地の関係で、農地法第 2 条の農地であるか否かの判定をするものです。城端地域から利賀地域につきましては、山間地内で進められている森林組合の整備事業、伐採や林道の整備です。工事する際、地目が農地であると都合が悪いため、手続きには森林組合が入りまして、昭和の時代や耕作を止めて 10 年以上経過して山林化し、田畑の様相をしていないという申請に対して、農地ではないと判断をするものです。

城端では〇〇地域で、台帳地目が畑、現況は既に山林化している状態です。

平では主に〇〇地域です。市外県外に転出されておられる方が多く、昭和後半の頃に山林化となったもようです。

上平では〇〇地域で耕作を中断されている状態が昭和時代から続いており、現地は山林化しております。

利賀では〇〇集落と〇〇集落の地域です。以前は田畑であったところが山林化している実態です。平成 4 年頃に国土調査が入っているところで、耕作継続できず今に至っているようです。

福光地域は個人申請で〇〇地域です。担当の農業委員 2 名に同行していただき現場の確認をいたしました。その周辺の所有者の方にも同行いただきながら、確認してきました。

申請地は一部を除き山林化となっておりますので、農地台帳の田畑 86,955.59 m²を削除することにいたしました。また、森林整備事業に関しての筆は、非農地通知を発行し、法務局で地目変更の手続きができるよう準備いたします。

議長

この件につきまして、現状が既に山林化しているところで、森林組合が補助事業により森林整備をしたいと思っても、地目は畑などになっているため、簡単にはできないということです。これは、農業委員会で山林と認定すれば、補助対象になって森林整備ができるということです。

この件につきまして、ご意見はございますか。

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 6 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして次の報告事項へ進みます。

議長 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局に説明を求めます。

事務局 =報告第1号について議案書をもとに朗読・説明=

これは、中間管理機構による農地の売買の事業に関する報告です。〇〇地域で、県外在住の方が所有しています農地で、住宅は売却済みで残るは農地のみとのことで今回の売買に至ったものです。昨年度におきましては、農地を買うもしくは買わないなど相談案件ともなりましたが、管轄の〇〇農協が仲介していることもあり、最終的には現在の耕作者に譲り渡すことでまとめ、申請されたものです。

この届出はあっせんの特例事業として手続きを行うことになり、5筆 16,000 m²で〇〇万円です。地権者としては住宅の売買が成立したため、残りの農地を早期に処分したい旨をお聞きしていましたが、実際の耕作者が〇〇で、先代から引き続き耕作していただいていたので、集落的にも特に問題なく届出が出されたようです。

議長 農林水産公社が仲介に入って農地の売買を行うことですので報告事項扱いとなります。

〇〇委員 ここまでに至った経緯を教えてください。
昨年において、幾度も議論していた案件が、今なぜ、このタイミングで提出されたかお伺いします。

〇〇委員 今後、このパターンはたくさん出てくると思われますのでお聞かせください。

事務局 来年1月までの利用権設定でしたので、その後どうするかが問われるものでした。買いたいと申し出た方がおられましたが、今年に入ってから地権者や現耕作者から新たな話は

事務局 聞いておりませんでした。地権者から農協を通して手続きを行いたいと連絡が入ったことで進展があったもので、もう少し詳しく情報を確認したいと思っております。

議長 以上の案件は報告案件ですので、審議は問いませんが、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 続きまして、次の報告へ進みます。

議長 報告第2号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第2号について議案書をもとに既読・説明＝

事務局

今回5件の届出がありました。面積は田のみ12,229㎡です。

この通知書につきましては、利用権設定期間中に農地の所有権移転または農地を農地以外のものにする際に、解約届出後に転用手続きができるものとなっております。その届出がございましたのでご報告いたします。

受付番号1番につきましては、議案番号第4号受付番号1番に関する案件です。

受付番号2番につきましては、議案番号第3号受付番号2番に関する案件です。

受付番号3番につきましては、議案番号第2号受付番号1番に関する案件です。

受付番号4番及び5番につきましては、議案番号第2号受付番号2番に関する案件です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

事務局

=その他について説明=

(農業者年金担当地区設定について説明)

議長

他にないようでしたら、議案・報告事項はすべて終わりますが、いかがでしょうか。

議長

全体を通して何かご質問等ありましたらお聞かせ願います。

(特になし)

議長

来月の総会日程は令和2年9月2日(水)午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

議長

以上で、南砺市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時20分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長